

○ 西いぶり広域連合都市公園条例施行規則

平成13年3月26日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合都市公園条例（平成12年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可行為等の申請及び許可)

第2条 条例第2条第1項又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項若しくは第6条第1項の規定により、都市公園（都市公園法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設を含む。以下「公園」という。）において行為等の許可を申請する者は、別表に定めるところによりそれぞれの申請書を提出しなければならない。ただし、申請期限については、広域連合長がやむを得ないと認めた理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の許可を申請した者に対し、許可を決定したときは、別表の定めるところによりそれぞれの許可書を交付する。

(許可事項の変更)

第3条 前条の使用許可を受けた場合において、許可を受けた事項を変更（取消しを含む。）しようとする者は、変更許可申請書（様式第7号）により広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の変更許可を申請した者に対し、許可を決定したときは、変更許可書（様式第8号）を交付する。

(保管工作物等一覧簿)

第4条 条例第9条の3第2項（条例第12条において準用する場合を含む。）に規定する保管工作物等一覧簿は、様式第9号のとおりとする。

(競争入札における掲示事項等)

第5条 条例第9条の6第1項及び第2項（条例第12条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定するその他必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(工作物等の返還に係る受領書)

第6条 条例第9条の7（条例第12条において準用する場合を含む。）に規定する受領書は、様式第10号のとおりとする。

(損害賠償等)

第7条 公園の利用者が公園内の建物、設備、器具、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認めた理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(室蘭市規則の準用)

第8条 条例第8条の2に規定する使用料の計算方法、納入方法、還付及び減免につ

いては、この規則に定めるもののほか、室蘭市都市公園条例施行規則（平成14年室蘭市規則第30号）の例による。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式がある場合は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

3 この規則による改正前の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の西いぶり広域連合都市公園条例施行規則の規定に基づいて作成されている様式は、この規則による改正後の西いぶり広域連合都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

別表（第2条関係）

申請理由	申請期限	申請書	許可書
公園施設で行為をしようとするとき	行為開始の日の5日前まで	行為許可申請書兼減免申請書 (様式第1号)	行為許可書兼減免承認書 (様式第2号)
公園施設を管理しようとするとき	管理開始の日の15日前まで	公園施設管理許可申請書兼減免申請書 (様式第3号)	公園施設管理許可書兼減免承認書 (様式第4号)
公園施設を占用しようとするとき	工事着手の日の15日前まで	公園占用許可申請書兼減免申請書 (様式第5号)	公園占用許可書兼減免承認書 (様式第6号)

様式第1号（第2条関係）

行為許可申請書兼減免申請書

年 月 日

（宛先）西いぶり広域連合長

申請者 住 所
氏 名 印
職 業
電 話

下記のとおり使用したいので申請します。

行 為 の 目 的		
行為の場所（面積）又は 公 園 施 設		
行 為 の 内 容		
行 為 の 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
入場料類徴収又は物品 の 販 売 等 の 有 無	（有・無） *有の場合、種類及び金額を記載した一覧表を添付してください	
行為に必要とする資材 等 の 種 類 及 び 構 造		
行為をしようとする箇 所 の 管 理 方 法		
減免を申請する理由		
適 用		
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料	
	円	
そ の 他		

様式第2号（第2条関係）

行為許可書兼減免承認書

年 月 日

住所
申請者 氏名 印
職業
電話

下記のとおり使用を許可します。

西いぶり広域連合長 印

行為の目的		
行為の場所（面積） 又は公園施設		
行為の内容		
行為の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間
入場料類徴収又は物品 の販売等について		
行為に必要とする資材 等の種類及び構造		
行為をしようとする箇 所の管理方法		
減免を承認する理由		
適 用	* 西いぶり広域連合都市公園条例施行規則第8条の規定により 1 全額減免 2 5割減免 3 その他 割減免	
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料	
	円	
そ の 他		
許可条件	1 西いぶり広域連合都市公園条例及び同施行規則を守ること。	

公園施設管理許可申請書兼減免申請書

年 月 日

（宛先）西いぶり広域連合長

申請者 住所
氏名
職業
電話

印

下記のとおり管理したいので申請します。

公園施設の管理目的	
公園施設の管理期間	
公園施設の種類及び数量	
公園施設の構造	
公園施設の管理方法	
入場料類徴収又は物品の 販売等の有無	(有・無) *有の場合、種類及び金額を記載した一覧表を添付してください。
公園施設の復旧方法	
減免を申請する理由	
適用	*西いぶり広域連合都市公園条例施行規則第8条の規定により 1 全額減免 2 5割減免 3 その他 割減免
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料
	円
その他	

様式第4号（第2条関係）

公園施設管理許可書兼減免承認書

年 月 日

住所
申請者 氏名 印
職業
電話

下記のとおり管理を許可します。

西いぶり広域連合長 印

公園施設の管理目的	
公園施設の管理期間	
公園施設の種別及び数量	
公園施設の構造	
公園施設の管理方法	
入場料類徴収又は物品の 販売等について	
公園施設の復旧方法	
減免を承認する理由	
適用	*西いぶり広域連合都市公園条例施行規則第8条の規定により 1 全額減免 2 5割減免 3 その他 割減免
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料
	円
その他	
許可条件 1 西いぶり広域連合都市公園条例及び同施行規則を守ること。	

公園占用許可申請書兼減免承認書

年 月 日

(宛先) 西いぶり広域連合長

申請者 住所
氏名
職業
電話
印

下記のとおり占用したいので申請します。

占 用 目 的	
占 用 場 所	
占 用 期 間	
占 用 工 作 物 又 は 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
占 用 物 件 の 管 理 方 法	
占 用 物 件 設 置 工 事 の 期 間 及 び 実 施 方 法	
公 園 の 復 旧 方 法	
減 免 を 申 請 す る 理 由	
適 用	*西いぶり広域連合都市公園条例施行規則第8条の規定により 1 全額減免 2 5割減免 3 その他 割減免
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料
	円
そ の 他	

様式第6号（第2条関係）

公園占用許可書兼減免承認書

年 月 日

住所
申請者 氏名 印
職業
電話

下記のとおり占用を許可します。

西いぶり広域連合長 印

占 用 目 的		
占 用 場 所		
占 用 期 間		
占用工作物又は 施設の種類及び数量		
占用物件の管理方法		
占用物件設置工事の 期間及び実施方法		
公園の復旧方法		
減免を承認する理由		
適 用	*西いぶり広域連合都市公園条例施行規則第8条の規定により 1 全額減免 2 5割減免 3 その他 割減免	
使用料積算内訳（上記2又は3に該当する場合）	使用料	
		円
そ の 他		
許可条件	1 西いぶり広域連合都市公園条例及び同施行規則を守ること。	

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）西いぶり広域連合長

申請者 住 所
氏 名 印
職 業
電 話

下記のとおり変更したいので申請します。

許 可 さ れ た 事 項	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 す る 理 由	
本申請による使用料の増減の有無	(有・無) 変更前使用料 円 減少額 円 増加額 円 変更後使用料 円

変 更 許 可 書

年 月 日

住所
申請者 氏名
職業
電話

印

下記のとおり変更を許可します。

西いぶり広域連合長

印

許可された事項									
許可番号及び年月日	第 号 年 月 日								
変更事項									
変更する理由									
本許可による使用料の増減の有無	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(有・無) 変更前使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減少額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>増加額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>変更後使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(有・無) 変更前使用料	円	減少額	円	増加額	円	変更後使用料	円
(有・無) 変更前使用料	円								
減少額	円								
増加額	円								
変更後使用料	円								
許可条件 1 西いぶり広域連合都市公園条例及び同施行規則を守ること。									